

会社法第 782 条に規定する
吸収分割契約に関する事前備置書類

2020 年 9 月 25 日

株式会社ヨシックス

代表取締役 吉岡 昌成 印

原本に相違ありません。

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約書（写し）

株式会社ヨシックス（以下、「甲」という。）と株式会社ヨシックスフーズ（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関し、別紙2記載の権利義務を承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（当事者）

本件分割を行う当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社ヨシックス

住所：愛知県名古屋市東区徳川町 502 番地

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ヨシックスフーズ

住所：愛知県名古屋市東区徳川一丁目 9 番 30 号

第3条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際し、乙が第1条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第4条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2021 年 1 月 1 日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第5条（本件分割に必要な手続）

甲および乙は、本件会社分割の効力発生日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により本件分割に必要な手続を行う。

第6条（財産の管理等）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第7条（権利義務の承継）

1. 甲は、2020年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、別紙2に定める資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第9条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める法令に定める各手続その他関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議）

本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

2020年9月11日

（甲） 愛知県名古屋市東区徳川町502番地
株式会社ヨシックス
代表取締役会長兼CEO 吉岡 昌成

(乙) 愛知県名古屋市中区徳川一丁目 9 番 30 号
株式会社ヨシックスフーズ
代表取締役社長 瀬川 雅人

別紙 1

乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、飲食事業およびこれに関連する事業

別紙 2

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日における以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

①流動資産

本件事業に係る現金および預金、売掛金、原材料および貯蔵品およびその他の流動資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。

②固定資産

本件事業に係る差入保証金およびその他の固定資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。

(2) 乙が承継する債務

①流動負債

本件事業に係る買掛金、未払金、前受収益およびその他の流動負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。

②固定負債

本件事業に係る長期前受収益、預り保証金、預り物件保証金およびその他の固定負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。

(3) 雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

甲において本件事業に従事する従業員との間の労働契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

②その他の契約

本件事業に係る不動産賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位。

2. 法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件分割に際して、承継会社は当社に対して、承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社は承継会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3. 株式会社ヨシックスフーズについての事項

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

株式会社ヨシックスフーズの成立の日における貸借対照表

(2020 年 8 月 11 日) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	9	(負債合計)	0
現金及び預金	9	純資産の部	
		資本金	9
		(純資産合計)	9
資産合計	9	負債・純資産合計	9

(2) 会社成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

4. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務（分割会社が吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

(1) 当社について

①当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 10,789 百万円、3,005 百万円であります。また、本件分割により承継会社に承継させる資産及び負債の帳簿価額は 2020 年 3 月 31 日現在、それぞれ 1,550 百万円、1,550 百万円であり、当該各金額を、当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額から控除いたしますと、それぞれ 9,239 百万円、1,454 百万円となり、本件分割による資産及び負債の承継後も、資産の額が負債の額を下回らないことが見込まれます。

また、2020 年 4 月 1 日から現在にいたるまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておりません。

よって、分割期日までに生じうる資産及び負債の変動を考慮しても、本件分割後において、当社の資産の額は負債の額を下回らないことが見込まれます。

②本件分割後の当社の収益状況について、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりであり、本件分割の効力発生日以後においても、当社の負担すべき債務は、履行の見込みがあると判断します。

(2) 株式会社ヨシックスフーズについて

①同社の成立の日の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 9 百万円、0 百万円であります。本件分割により分割会社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、2020 年 3 月 31 日現在、それぞれ 1,550 百万円、1,550 百万円であり、当該各金額を、同社の成立の日の貸借対照表における資産及び負債の額に加算いたしますと、それぞれ 1,559 百万円、1,550 百万円となり、本件分割による資産及び負債の承継後も、資産の額が負債の額を下回らないことが見込まれます。

分割期日までに、同社の資産及び負債に大きな変動は予想されず、本件分割後において、同社の資産の額は負債の額を下回らないことが見込まれます。

②本件分割後の同社の収益状況について、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりであり、本件分割の効力発生日以後において、同社の負担すべき債務（本件分割により承継するもの。）は、履行の見込みがあると判断します。

会社法第 782 条に規定する
吸収分割契約に関する事前備置書類

2020 年 9 月 25 日

株式会社ヨシックス

代表取締役 吉岡 昌成 印

原本に相違ありません。

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約書（写し）

株式会社ヨシックス（以下、「甲」という。）と株式会社ヨシオカ建装（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関し、別紙2記載の権利義務を承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（当事者）

本件分割を行う当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社ヨシックス

住所：愛知県名古屋市東区徳川町 502 番地

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ヨシオカ建装

住所：愛知県名古屋市東区徳川一丁目 9 番 30 号

第3条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際し、乙が第1条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第4条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2021 年 1 月 1 日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第5条（本件分割に必要な手続）

甲および乙は、本件会社分割の効力発生日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により本件会社分割に必要な手続を行う。

第6条（財産の管理等）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第7条（権利義務の承継）

1. 甲は、2020年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、別紙2に定める資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第9条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める法令に定める各手続その他関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議）

本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

2020年9月11日

（甲） 愛知県名古屋市東区徳川町502番地
株式会社ヨシックス
代表取締役会長兼CEO 吉岡 昌成

(乙) 愛知県名古屋市東区徳川一丁目 9 番 30 号
株式会社ヨシオカ建装
代表取締役社長 吉岡 裕太郎

別紙 1

乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、建装事業およびこれに関連する事業

別紙 2

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日における以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

①流動資産

本件事業に係る現金および預金、完成工事未収入金およびその他の流動資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。

②固定資産

本件事業に係る差入保証金およびその他の固定資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。

(2) 乙が承継する債務

①流動負債

本件事業に係る支払手形、工事未払金、設備関係支払手形、設備関係未払金、未払金およびその他の流動負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。

(3) 雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

甲において本件事業に従事する従業員との間の労働契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

②その他の契約

本件事業に係る不動産賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位。

2. 法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件分割に際して、承継会社は当社に対して、承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社は承継会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3. 株式会社ヨシオカ建装についての事項

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

株式会社ヨシオカ建装の成立の日における貸借対照表

(2020 年 8 月 11 日) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	9	(負債合計)	0
現金及び預金	9	純資産の部	
		資本金	9
		(純資産合計)	9
資産合計	9	負債・純資産合計	9

(2) 会社成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

4. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当するものではありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務（分割会社が吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

(1) 当社について

①当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、そ

れぞれ 10,789 百万円、3,005 百万円であります。また、本件分割により承継会社に承継させる資産及び負債の帳簿価額は 2020 年 3 月 31 日現在、それぞれ 201 百万円、201 百万円であり、当該各金額を、当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額から控除いたしますと、それぞれ 10,588 百万円、2,804 百万円となり、本件分割による資産及び負債の承継後も、資産の額が負債の額を下回らないことが見込まれます。

また、2020 年 4 月 1 日から現在にいたるまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておりません。

よって、分割期日までに生じうる資産及び負債の変動を考慮しても、本件分割後において、当社の資産の額は負債の額を下回らないことが見込まれます。

②本件分割後の当社の収益状況について、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりであり、本件分割の効力発生日以後においても、当社の負担すべき債務は、履行の見込みがあると判断します。

(2) 株式会社ヨシオカ建装について

①同社の成立の日の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 9 百万円、0 百万円であります。本件分割により分割会社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、2020 年 3 月 31 日現在、それぞれ 201 百万円、201 百万円であり、当該各金額を、同社の成立の日の貸借対照表における資産及び負債の額に加算いたしますと、それぞれ 210 百万円、201 百万円となり、本件分割による資産及び負債の承継後も、資産の額が負債の額を下回らないことが見込まれます。

分割期日までに、同社の資産及び負債に大きな変動は予想されず、本件分割後において、同社の資産の額は負債の額を下回らないことが見込まれます。

②本件分割後の同社の収益状況について、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりであり、本件分割の効力発生日以後において、同社の負担すべき債務（本件分割により承継するもの。）は、履行の見込みがあると判断します。